

令和 7 年 度

高砂市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

高砂市監査委員

(注)

- 1 文中及び各表中の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入により端数処理した関係上、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
0. 0 ----- 該当数値はあるが単位未満のもの。
「－」 ----- 該当数値がないもの。
- 3 各表中、負の値となるものは値の前に「△」を付してある。
- 4 文中で用いるポイントは、パーセント又は指数の差引数値である。

高 監 第 4 7 号
令和8年 9月 4日

高 砂 市 長
都 倉 達 殊 様

高砂市監査委員
朝 家 修
山 口 司 郎

令和7年度高砂市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

第 1	審査の対象	-----	1
第 2	審査の期間	-----	1
第 3	審査の方法	-----	1
第 4	審査の結果	-----	1
1	健全化判断比率	-----	2
2	資金不足比率	-----	2
3	健全化判断比率の状況	-----	3
(1)	実質赤字比率	-----	3
(2)	連結実質赤字比率	-----	5
(3)	実質公債費比率	-----	7
(4)	将来負担比率	-----	8
4	資金不足比率の状況	-----	9
(1)	水道事業会計	-----	10
(2)	工業用水道事業会計	-----	10
(3)	下水道事業会計	-----	11
(4)	病院事業会計	-----	11
む す び		-----	12
参考資料	用語説明	-----	13

令和7年度 高砂市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和7年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類

なお、各比率の対象となる会計は次のとおりである。

健全化判断比率等の対象となる会計等

区 分			実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債 費 比 率	将来負担 比 率	資金不足 比 率
一般会計等	一 般 会 計		↕	↑	↑	↑	
その他の特別 会計	一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計		↑	↑	↑	
		後期高齢者医療事業特別会計					
		介護保険事業特別会計					
	公営企業に係る特別会計（法適用）	水道事業会計					↓
		工業用水道事業会計					
		下水道事業会計					
		病院事業会計					
一部事務組合・広域連合				↓			
地方公社・第三セクター等					↓		

第2 審査の期間

自 令和8年 7月17日

至 令和8年 8月17日

第3 審査の方法

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類が正確に作成され、各比率が適正に算定されているかどうかについて、算定基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同付属書類及び証書類を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して、審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率については適正に算定され、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

以下、審査の概要について述べる。

1 健全化判断比率

(単位：％)

比率名	令和7年度	令和6年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	－	－	12.21	20.00
連結実質赤字比率	－	－	－	17.21	30.00
実質公債費比率	4.4	4.9	△ 0.5	25.0	35.00
将来負担比率	41.6	45.6	△ 4.0	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は「－」で表示している。

地方公共団体は、上記の健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合(当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。)、財政健全化計画を定めなければならない。本市においては、すべての比率において早期健全化基準未満であった。

- (1) 実質赤字比率では、実質赤字額は生じていないため算出されていない。
- (2) 連結実質赤字比率では、連結実質赤字額は生じていないため算出されていない。
- (3) 実質公債費比率は4.4％で、早期健全化基準(25.0％)を下回っている。
- (4) 将来負担比率は41.6％で、早期健全化基準(350.0％)を下回っている。

なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準については、次の算定式による。

- (1) 実質赤字比率早期健全化基準(標準財政規模が200億円以上500億円未満の団体)

$$= ((\text{標準財政規模} + 1,000 \text{ 億円}) \div (120 \times \text{標準財政規模}) \times 100 + 20) \div 2 = 12.21$$
- (2) 連結実質赤字比率早期健全化基準 = 実質赤字比率早期健全化基準 + 5 = 17.21

2 資金不足比率

(単位：％)

会計名	令和7年度	令和6年度	増減	経営健全化基準
水道事業会計	－	－	－	20.0
工業用水道事業会計	－	－	－	
下水道事業会計	－	－	－	
病院事業会計	－	－	－	

(注) 資金不足比率については、資金不足額がない場合は「－」で表示している。

地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。

水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計では、資金不足額は生じていないため、資金不足比率は算出されていない。

3 健全化判断比率の状況

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、次のとおりである。

(単位：千円、%)

項 目	令和7年度	令和6年度	増減	増減率
歳入総額 ①	43,855,391	41,156,419	2,698,972	6.6
歳出総額 ②	43,407,571	40,475,542	2,932,029	7.2
歳入歳出差引額 ①－②＝③	447,820	680,877	△ 233,057	△ 34.2
翌年度に繰り越すべき財源 ④	33,422	7,072	26,350	372.6
一般会計等実質収支額 ③－④＝A	414,398	673,805	△ 259,407	△ 38.5
標準財政規模 B	23,264,031	22,523,175	740,856	3.3
実質赤字比率	—	—	—	
(算定上の比率 $A/B \times 100$)	(△1.78)	(△2.99)	(1.21)	

(注) 翌年度に繰り越すべき財源④：事業繰越等により翌年度のために必要とされる財源を繰り越したもの。

繰越額から未収入特定財源を除いたものと等しい。

()内の数値は、実質黒字比率を負数で表示している。

[算定式]

$$\begin{aligned} \text{実質赤字比率} &= \frac{\text{一般会計等実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ \text{実質赤字額} &= \text{歳入総額} - \text{歳出総額} - \text{翌年度に繰り越すべき財源} \end{aligned}$$

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

令和7年度の実質収支額は414,398千円の黒字となり、実質赤字額がないことから、実質赤字比率は「－」で表示している。

実質赤字比率を算定上の数値で示すと、令和7年度は△1.78%であり、前年度に比べ1.21ポイント上昇（悪化）している。これは、標準財政規模が前年度に比べ740,856千円（3.3%）増加し、及び一般会計等実質収支額が前年度に比べ259,407千円（38.5%）減少したためである。

当年度各会計別の実質収支額の内容は、次のとおりである。

一般会計等の実質収支額 A

(単位：千円)

区分 会計別	歳入総額 ①	歳出総額 ②	形式収支額 ③ = ① - ②	翌年度に繰り越すべき財源 ④	実質収支額 A = ③ - ④
一般会計	43,855,391	43,407,571	447,820	33,422	414,398
合計	43,855,391	43,407,571	447,820	33,422	414,398

前年度と比較した標準財政規模は、次のとおりである。

標準財政規模 B

(単位：千円、%)

項目	令和7年度	令和6年度	増減	増減率
標準税収入額等	19,070,545	18,124,192	946,353	5.2
普通交付税額	4,193,486	4,282,353	△ 88,867	△ 2.1
臨時財政対策債発行可能額	0	116,630	△ 116,630	△ 100.0
合計	23,264,031	22,523,175	740,856	3.3

健全化判断比率の各比率の算定にあたり、その分母の基となる標準財政規模は、標準的な一般財源の規模を示すもので、臨時財政対策債発行可能額を含んでいる。

令和7年度の標準財政規模は、23,264,031千円で、前年度に比べて740,856千円(3.3%)増加している。これは、臨時財政対策債発行可能額が116,630千円及び普通交付税額が88,867千円それぞれ減少した一方で、標準税収入額等が946,353千円増加したためである。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、次のとおりである。

連 結 実 質 赤 字 比 率

(単位：千円、%)

項 目	令和7年度	令和6年度	増減	増減率
一般会計 ①	414,398	673,805	△ 259,407	△ 38.5
実質収支額 ① = A	414,398	673,805	△ 259,407	△ 38.5
国民健康保険事業特別会計 ②	161,026	112,783	48,243	42.8
後期高齢者医療事業特別会計 ③	44,153	90,125	△ 45,972	△ 51.0
介護保険事業特別会計 ④	45,977	103,501	△ 57,524	△ 55.6
実質収支額 ②+③+④= B	251,156	306,409	△ 55,253	△ 18.0
水道事業会計 ⑤	1,097,280	884,634	212,646	24.0
工業用水道事業会計 ⑥	8,649	8,649	0	0.0
下水道事業会計 ⑦	594,964	622,405	△ 27,441	△ 4.4
病院事業会計 ⑧	952,504	975,216	△ 22,712	△ 2.3
資金剰余額 ⑤+⑥+⑦+⑧= C	2,653,397	2,490,904	162,493	6.5
合 計 A + B + C	3,318,951	3,471,118	△ 152,167	△ 4.4
標準財政規模 D	23,264,031	22,523,175	740,856	3.3
連結実質赤字比率 (算定上の比率 (A + B + C) / D × 100)	(△14.26)	(△15.41)	(1.15)	

(注) ()内の数値は、連結実質黒字比率を負数で表示している。

[算定式]

$$\begin{aligned} \text{連結実質赤字比率} &= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \\ \text{連結実質赤字額} &= (\text{実質赤字合計額} + \text{資金不足額合計額}) \\ &\quad - (\text{実質黒字合計額} + \text{資金剰余額合計額}) \end{aligned}$$

連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計及び公営企業に係る特別会計を連結ベースで算定した実質収支額は、黒字となっており、連結実質赤字比率は、「－」で表示される。

連結実質赤字比率を算定上の数値で示すと、令和7年度は△14.26%であり、前年度に比べ1.15ポイント上昇（悪化）している。これは主に、実質収支額と資金剰余額の合計額が前年度に比べ152,167千円(4.4%)減少し、及び標準財政規模の額が前年度に比べ740,856千円(3.3%)増加したためである。

実質赤字比率で算定した一般会計以外の会計別の実質収支額及び資金剰余額（資金不足額）の状況は次のとおりである。

特 別 会 計（ 一 般 会 計 等 以 外 ） の 実 質 収 支 額 B

（単位：千円）

区 分 会計別	歳入総額 (A)	歳出総額 (B)	形 式 収 支 額 (C)=(A)-(B)	翌年度に繰り越 す べ き 財 源 (D)	実 質 収 支 額 (E)=(C)-(D)
国民健康保険事業特別会計	9,118,184	8,957,158	161,026	0	161,026
後期高齢者医療事業特別会計	1,837,208	1,793,055	44,153	0	44,153
介護保険事業特別会計	7,926,404	7,880,427	45,977	0	45,977
合 計	18,881,796	18,630,640	251,156	0	251,156

公 営 企 業 会 計 に お け る 資 金 剰 余 額（ 資 金 不 足 額 ） C

（単位：千円）

区 分 会計別	流動資産等 (A)	解消可能資金 不 足 額 (B)	流動負債等 (C)	算入地方債 の 現 在 高 (D)	資 金 剰 余 額 (△資金不足額) (E)=(A)+(B)-(C)-(D)
水 道 事 業 会 計	2,156,090	0	1,058,810	0	1,097,280
工 業 用 水 道 事 業 会 計	167,863	0	159,214	0	8,649
下 水 道 事 業 会 計	1,055,107	0	460,143	0	594,964
病 院 事 業 会 計	1,732,473	0	779,969	0	952,504
合 計	5,111,533	0	2,458,136	0	2,653,397

（注）流動資産等 流動資産－控除財源－控除額等
流動負債等 流動負債－控除企業債等－控除未払金等－控除額等

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、次のとおりである。

実質公債費比率

(単位：千円、%)

項 目		令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
地方債の元利償還金	A	3,178,023	3,094,336	6,452,729	3,216,420
準元利償還金	B	1,857,375	1,867,580	1,860,706	1,980,567
特定財源	C	1,194,773	1,105,922	4,155,614	1,021,836
算入公債費等	D	3,085,721	3,080,233	3,108,923	3,175,064
標準財政規模	E	23,264,031	22,523,175	22,103,401	21,676,947
A + B		5,035,398	4,961,916	8,313,435	5,196,987
C + D		4,280,494	4,186,155	7,264,537	4,196,900
(A + B) - (C + D)		754,904	775,761	1,048,898	1,000,087
E - D		20,178,310	19,442,942	18,994,478	18,501,883
実質公債費比率(単年度)					
$\frac{(A+B)-(C+D)}{(E-D)} \times 100$		3.74	3.98	5.52	5.40
実質公債費比率		4.4			
(3カ年平均)			4.9		

(注) 算入公債費等D：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額。以下の表について同じ。

[算定式]

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

令和5年度から令和7年度までの3カ年平均の実質公債費比率は、前年度から0.5ポイント低下(改善)し、4.4%となった。これは令和7年度単年度の実質公債費比率が、令和4年度単年度の比率を下回ったことによるものである。

令和7年度の単年度の比率をみると、前年度から0.24ポイント低下(改善)し、3.74%となった。これは、地方債の元利償還金Aと準元利償還金Bの合計から特定財源Cと算入公債費等Dの合計を引いた額が前年度と比べて20,857千円(2.7%)減少し、標準財政規模E－算入公債費等Dが前年度と比べて735,368千円(3.8%)増加したためである。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、次のとおりである。

将 来 負 担 比 率

(単位：千円、%)

項 目	令和7年度	令和6年度	増減	増減率
将来負担額 A	60,616,235	61,968,527	△ 1,352,292	△ 2.2
地方債の現在高 ①	39,716,765	40,279,473	△ 562,708	△ 1.4
債務負担行為に基づく支出予定額②	0	0	0	-
公営企業債等繰入見込額 ③	15,159,423	15,960,882	△ 801,459	△ 5.0
組合負担等見込額 ④	0	0	0	-
退職手当負担見込額 ⑤	5,740,047	5,728,172	11,875	0.2
設立法人の負債額等負担見込額 ⑥	0	0	0	-
連結実質赤字額 ⑦	0	0	0	-
組合連結実質赤字額負担見込額 ⑧	0	0	0	-
充当可能財源等 B	52,209,766	53,085,152	△ 875,386	△ 1.6
充当可能基金 ⑨	12,275,576	11,406,525	869,051	7.6
充当可能特定歳入 ⑩	8,220,105	8,377,957	△ 157,852	△ 1.9
うち都市計画税収	8,036,900	8,161,582	△ 124,682	△ 1.5
基準財政需要額算入見込額 ⑪	31,714,085	33,300,670	△ 1,586,585	△ 4.8
標準財政規模 C	23,264,031	22,523,175	740,856	3.3
算入公債費等 D	3,085,721	3,080,233	5,488	0.2
A - B	8,406,469	8,883,375	△ 476,906	△ 5.4
C - D	20,178,310	19,442,942	735,368	3.8
将来負担比率 (A - B) / (C - D) × 100	41.6	45.6	△ 4.0	

[算定式]

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

令和7年度の将来負担比率は、前年度から4.0ポイント低下（改善）し、41.6%となっている。これは、将来負担額A－充当可能財源等Bが前年度に比べ476,906千円（5.4%）減少し、標準財政規模C－算入公債費等Dが前年度に比べ735,368千円（3.8%）増加したためである。

将来負担額は、前年度に比べ 1,352,292 千円減少しているが、これは、主に地方債の現在高で 562,708 千円及び公営企業債等繰入見込額で 801,459 千円がそれぞれ減少したためである。

4 資金不足比率の状況

[算定式]

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$\begin{aligned} \text{資金の不足額} = & (\text{流動負債} - \text{控除企業債等} - \text{控除未払金等} - \text{控除額等}) \\ & + \text{算入地方債の現在高} - (\text{流動資産} - \text{控除財源} - \text{控除額等}) \\ & - \text{解消可能資金不足額} \end{aligned}$$

$$\text{事業の規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

資金不足比率とは、公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻化を示すもので、この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなることから、公営企業としての経営状況の判断指標として算定される。

この比率が経営健全化基準(20.0%)以上である場合、経営健全化計画を策定しなければならない。

(1) 水道事業会計

令和7年度の資金不足比率は、資金の不足額Aが△1,097,280 千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されていない。

水 道 事 業 会 計

(単位：千円、%)

区 分	令和7年度	令和6年度	増減	増減率
資金の不足額 ア+イ-ウ-エ=A	△ 1,097,280	△ 884,634	△ 212,646	24.0
流動負債等 ①-②-③-④-⑤=ア	1,058,810	304,808	754,002	247.4
流動負債 ①	1,389,412	648,844	740,568	114.1
控除企業債等 ②	330,602	344,036	△ 13,434	△ 3.9
控除未払金等 ③	0	0	0	-
控除額 ④	0	0	0	-
その他 ⑤	0	0	0	-
算入地方債の現在高 イ	0	0	0	-
流動資産等 ⑥-⑦-⑧+⑨=ウ	2,156,090	1,189,442	966,648	81.3
流動資産 ⑥	2,156,090	1,189,442	966,648	81.3
控除財源 ⑦	0	0	0	-
控除額 ⑧	0	0	0	-
その他 ⑨	0	0	0	-
解消可能資金不足額 エ	0	0	0	-
事業の規模 オ-カ=B	1,356,219	1,293,790	62,429	4.8
営業収益の額 オ	1,356,219	1,293,790	62,429	4.8
受託工事収益の額 カ	0	0	0	-
資金不足比率 (A/B×100)	- (△ 80.9)	- (△ 68.4)	- △ 12.5	

(注) 資金剰余額がある場合、資金の不足額は負の値で表示される。()内の数値は、資金剰余比率を負数で表示した場合の比率である。以下の表について同じ。

(2) 工業用水道事業会計

令和7年度の資金不足比率は、資金の不足額Aが△8,649 千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されていない。

工 業 用 水 道 事 業 会 計

(単位：千円、%)

区 分	令和7年度	令和6年度	増減	増減率
資金の不足額 ア+イ-ウ-エ=A	△ 8,649	△ 8,649	0	0.0
流動負債等 ①-②-③-④-⑤=ア	159,214	159,353	△ 139	△ 0.1
流動負債 ①	159,214	159,353	△ 139	△ 0.1
控除企業債等 ②	0	0	0	-
控除未払金等 ③	0	0	0	-
控除額 ④	0	0	0	-
その他 ⑤	0	0	0	-
算入地方債の現在高 イ	0	0	0	-
流動資産等 ⑥-⑦-⑧+⑨=ウ	167,863	168,002	△ 139	△ 0.1
流動資産 ⑥	167,863	168,002	△ 139	△ 0.1
控除財源 ⑦	0	0	0	-
控除額 ⑧	0	0	0	-
その他 ⑨	0	0	0	-
解消可能資金不足額 エ	0	0	0	-
事業の規模 オ-カ=B	230,110	221,928	8,182	3.7
営業収益の額 オ	230,110	221,928	8,182	3.7
受託工事収益の額 カ	0	0	0	-
資金不足比率 (A/B×100)	- (△ 3.8)	- (△ 3.9)	- 0.1	

(3) 下水道事業会計

令和7年度の資金不足比率は、資金の不足額Aが△594,964千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されていない。

下 水 道 事 業 会 計

(単位：千円、%)

区 分	令和7年度	令和6年度	増減	増減率
資金の不足額 ア+イ-ウ-エ=A	△ 594,964	△ 622,405	27,441	△ 4.4
流動負債等 ①-②-③-④-⑤=ア	460,143	339,467	120,676	35.5
流動負債 ①	2,407,317	2,439,417	△ 32,100	△ 1.3
控除企業債等 ②	1,947,174	2,099,950	△ 152,776	△ 7.3
控除未払金等 ③	0	0	0	-
控除額 ④	0	0	0	-
その他 ⑤	0	0	0	-
算入地方債の現在高 イ	0	0	0	-
流動資産等 ⑥-⑦-⑧+⑨=ウ	1,055,107	961,872	93,235	9.7
流動資産 ⑥	1,055,107	961,872	93,235	9.7
控除財源 ⑦	0	0	0	-
控除額 ⑧	0	0	0	-
その他 ⑨	0	0	0	-
解消可能資金不足額 エ	0	0	0	-
事業の規模 オ-カ=B	2,039,936	2,096,055	△ 56,119	△ 2.7
営業収益の額 オ	2,039,936	2,096,055	△ 56,119	△ 2.7
受託工事収益の額 カ	0	0	0	-
資金不足比率 (A/B×100)	(△ 29.2)	(△ 29.7)	0.5	

(4) 病院事業会計

令和7年度の資金不足比率は、資金の不足額Aが△952,504千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されていない。

病 院 事 業 会 計

(単位：千円、%)

区 分	令和7年度	令和6年度	増減	増減率
資金の不足額 ア+イ-ウ-エ=A	△ 952,504	△ 975,216	22,712	△ 2.3
流動負債等 ①-②-③-④-⑤=ア	779,969	1,181,468	△ 401,499	△ 34.0
流動負債 ①	1,604,527	1,321,609	282,918	21.4
控除企業債等 ②	824,558	140,141	684,417	488.4
控除未払金等 ③	0	0	0	-
控除額 ④	0	0	0	-
その他 ⑤	0	0	0	-
算入地方債の現在高 イ	0	0	0	-
流動資産等 ⑥-⑦-⑧+⑨=ウ	1,732,473	2,156,684	△ 424,211	△ 19.7
流動資産 ⑥	1,732,473	2,156,684	△ 424,211	△ 19.7
控除財源 ⑦	0	0	0	-
控除額 ⑧	0	0	0	-
その他 ⑨	0	0	0	-
解消可能資金不足額 エ	0	0	0	-
事業の規模 オ-カ=B	3,605,533	3,767,793	△ 162,260	△ 4.3
営業収益の額 オ	3,605,533	3,767,793	△ 162,260	△ 4.3
受託工事収益の額 カ	0	0	0	-
資金不足比率 (A/B×100)	(△ 26.4)	(△ 25.9)	△ 0.5	

む す び

以上のとおり、令和7年度の健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っている。しかし、これらの比率が同法に定める基準以下となっていることだけをもって、当市の財政・経営の健全性が保証されるものではない。

令和7年度の決算において、一般会計等の実質収支額は414,398千円となっており、実質赤字比率は「－」（黒字）となっている。

また、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額は251,156千円、法適用公営企業会計の資金剰余額は2,653,397千円であり、連結実質赤字比率の対象となる会計全体の実質収支額と資金剰余額の合計は3,318,951千円となっており、連結実質赤字比率は「－」（黒字）となっている。

実質公債費比率（3カ年平均）は前年度の4.9%から4.4%に低下（改善）している。これは3カ年平均であることから、令和7年度単年度の実質公債費比率が、前年度に算入されていた令和4年度単年度の比率を下回ったことによるものである。また、将来負担比率については、41.6%と前年度の45.6%から4.0ポイント低下（改善）している。

公営企業4会計では、資金剰余額が、水道事業会計で1,097,280千円、工業用水道事業会計で8,649千円、下水道事業会計で594,964千円及び病院事業会計で952,504千円それぞれ生じており、資金不足比率は算出されていない。

令和7年度決算においては、将来の財政状況に対する危機感からの努力により多くの数値で改善が見られることは評価に値するものではあるが、高砂市民病院及び文化会館の移転建替え、「高砂市新たな学校づくり推進計画」に基づく学校の改修・建替え、その他多くの公共施設の老朽化対策にかかる費用負担が今後のしかかってくる。このほか、物価高騰による事業費の増加、金利上昇による公債費負担の増加、人口減による税収の減少等、将来の財政に対する不安材料は枚挙に暇がなく、今後もさらに厳しい財政運営が予測される。

健全で持続可能な財政運営を行っていくためには、既存事業の費用対効果の分析を行い、効果の実証ができない事業の見直し及び取捨選択をより一層進めるべきである。改めて高砂市の現状を全職員で共有し、限られた財源の中で最大の効果・効率を発揮できる施策の実施を期待するところである。

参考資料

用語説明

(1)健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものである。

(2)実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(3)連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(4)実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率である。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。

(※)標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額(将来負担比率において同じ。)

(5)将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率である。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

(6)資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(7)標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額及び臨時財政対策債の発行可能額を加算した額である。

(8)資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本としている。

(9)早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

(10)財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

(11)経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。